

513可燃性のガスを起因物とする死傷災害100事例まで（2019年）

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	小業種	労働者規模
1	2019	2	16～17	敷地内にて、コンプレッサー圧縮タンクのエアー漏れ補修作業中、油を落とすパーツクリーナ（可燃性）を使用し、タンク内のガスを抜き、乾燥させるため火器（ハンディガスバーナー）を使用した際、圧縮タンク内に残留ガスが残っており引火して、首・胸・腹・左手甲に熱傷を負った。	59	11	11101	100～299
2	2019	2	13～14	造船工場で、スラスタールームのブロック取り合い部にフロアトップ塞ぎ板を取り付けていた。ガス切断機をホースから切り離した後、取り合い部付近に排水用の開口をガス切断機で切り開ける作業に入った。切り開けた鉄板が下に落ちないように、金矢を溶接して取っ手をつけようとアークを発生させた瞬間、可燃性ガスが引火して爆発し、右臀部に火傷を負った。	23	14	11501	10～29
3	2019	3	13～14	店舗厨房で、プロパンガスボンベの取り替え中に、ガスが充満し、その状況で、火気を使用し、引火し、顔、頭および両手足を火傷した。	26	16	140201	1～9
4	2019	4	18～19	店内客席にて肉をバーナーで炙っていた際、バーナーからガスが漏れて炎上し、右手に熱傷を負った。	20	11	140201	10～29
5	2019	7	3～4	店舗厨房内で作業中、換気扇のインバータが稼働していなかったの で、一酸化炭素中毒を起こした。	47	12	140201	10～29



14	2019	11	16 ～ 17	喫煙所でたばこを吸おうとライターで火をつけた瞬間、両手が炎に包まれて火傷を負った。直前の作業で手の汚れを落とすためにパーツクリナーで洗浄しており、それが手に残留していたのが原因と思われる。	47	11	11701	10 ～ 29
15	2019	12	12 ～ 13	調理場内で清掃作業中、古いガスボンベを発見し、上司の指示でガス抜き作業をしたところ、近くに火元があり、ガスが炎上、両腕の肘から上および顔面に火傷を負った。	28	11	140201	—
16	2019	12	16 ～ 17	ホテル内宴会厨房作業場にて、オーブンの点火作業のとき、ガスオーブンの手元ガス栓が開いている状態で、ガス抜き作業を行うことなくが点火したため、1mほど火柱が上がり、顔面、頭部、首、左耳に火傷を負った。	25	11	140101	50 ～ 99

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html)(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例まで（2019年）](#)に戻る。